解散公告

当社は、平成二十年十一月一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月二十六日

沖縄県沖縄市松本七丁目一六番二二号

有限会社あさがお

清算人　末吉　業信

解散公告（第一回）

当特例財団法人は存続期間の満了により、平成二十一年十月一日をもって解散したので、当特例財団法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番六号日本工業倶楽部五階松本法律事務所内

財団法人松本烝治記念財団

代表清算人　小野　傑

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十月十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月二十六日

大阪府堺市美原区小平尾四一四番地

特定非営利活動法人Ｓａｎｓ　Ｆｒｏｎｔｉｅｒｓ美原　清算人　松本　正

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年六月二十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月二十六日

長野県長野市大字南長野県町五八四

ＮＰＯ法人二〇〇五年スペシャルオリンピックス冬季世界大会・長野

清算人　保科　正之

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年七月二十六日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月二十六日

大阪府富田林市高辺台二丁目一一番一六号

特定非営利活動法人エヌ・ピー・オー・フィフティ・ネット

清算人　片岡　慶子

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間満了により平成二十一年十一月一日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月二十六日

大阪府岸和田市岸城町七番一号

財団法人岸和田市中小企業振興会

代表清算人　根来　慶悟

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十一年十月三十一日長野県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月二十六日

長野県上水内郡信州新町大字新町一〇〇〇番地一

信州新町土地開発公社

代表清算人　池田浩太郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年七月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月二十六日

静岡県菊川市倉澤一五八番地の一一

社団法人倉澤報徳社

清算人　青野　馨

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十一年十月二十七日、高知県知事の認可により解散し清算事務を行っているから、当土地改良区に対して債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月二十六日

高知県土佐郡土佐町土居一九四番地

清算法人土佐町宮古野土地改良区

代表清算人　島村　泰生

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成八年四月十日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月二十六日

福岡県福岡市西区大字宮浦一九六三番地三

清算法人福岡市西浦南部土地改良区

代表清算人　宗　義数

配当公告

東京都千代田区有楽町一丁目一二番一号

破産者　株式会社ハンドキャピタルアソシエイツジャパン

右の者に対する東京地方裁判所平成十九年(フ)第五二二八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金九七五、八九七、二九〇円

一、配当することのできる金額

金六七、三二四、五六七円

平成二十一年十一月二十六日

東京都千代田区麹町三丁目一番地一麹町三一一ビル五階

破産管財人　弁護士　竹越　健二

配当公告

福岡県福岡市東区若宮五丁目一八番三二―八一一号

破産者　熊本　徳夫

右の者に対する東京地方裁判所平成十九年(フ)第三九七一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三九、四九四、二四〇、四五五円

一、配当することのできる金額

金一四三、三七〇、一二七円

平成二十一年十一月二十六日

東京都千代田区麹町三丁目一番地一麹町三一一ビル五階

破産管財人　弁護士　竹越　健二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少して一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十一年十一月二十六日

山梨県笛吹市石和町窪中島九七七番地

株式会社小松遊覧農場

代表取締役　小松　栄夫

第58期決算公告　平成21年11月26日

山梨県笛吹市石和町窪中島977番地

株式会社小松遊覧農場

代表取締役　小松　栄夫

貸借対照表の要旨（平成20年12月31日現在）

科目			金額(千円)
資産の部	流動資産		1,513,786
	固定資産		1,904,537
	合計		3,418,323
負債及び純資産の部	流動負債		47,774
	固定負債		5,474,839
	株主資本		△ 2,104,290
	資本金		120,000
	利益剰余金	利益準備金	2,010
		その他利益剰余金	△ 2,226,300
		(当期純損失)	(40,155)
	合計		3,418,323